

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 1 2 号

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則（平成 1 7 年総社市規則第 1 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
（用語の定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）排水設備工事 排水設備の新設等の工事 （2）指定工事店 条例第 6 条第 1 項の規定により、市長が指定した下水道排水設備工事業者 （3）責任技術者 岡山県下水道協会（以下「県協会」という。）に登録した下水道排水設備工事責任技術者 （4）責任技術者証 県協会の会長（以下「県協会長」という。）が責任技術者に発行する証明書 （指定工事店の指定申請） 第 3 条 略 2 条例第 6 条の 2 第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 （1）住民票の写し、住民票記載事項証明書、在留カードの写し又は特別永	（用語の定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）排水設備工事 排水設備の新設等の工事。<u> </u> （2）指定工事店 条例第 6 条第 1 項の規定により、市長が指定した下水道排水設備工事業者。<u> </u> （3）責任技術者 岡山県下水道協会（以下「県協会」という。）に登録した下水道排水設備工事責任技術者。<u> </u> （4）責任技術者証 県協会の会長（以下「県協会長」という。）が責任技術者に発行する証明書。<u> </u> （指定工事店の指定申請） 第 3 条 略 2 条例第 6 条の 2 第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 （1）住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、その代表者に係

改正後	改正前
<u>住者証明書の写し</u>（申請者が法人である場合にあっては、その代表者に係るもの） (2) 略 (3) <u>選任する責任技術者の雇用関係を証する書類</u> (4)～(10) 略 3 略 （責任技術者の兼任） 第8条 責任技術者は、<u>岡山県の区域内における他の営業所の責任技術者を兼ねることができる。</u> （指定工事店証の再交付申請） 第10条 指定工事店は、指定工事店証をき損し、又は紛失したときは、直ちに公共下水道排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第9号）に住民票の写し、<u>住民票記載事項証明書、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し</u>（法人にあっては、その代表者に係るもの）及び指定工事店証（き損した場合に限る。）並びに法人にあっては、登記事項全部証明書及び定款の写しを添えて、市長に提出し、指定工事店証の再交付を受けなければならない。 （変更の届出） 第12条 条例第6条の8の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>選任する責任技術者に異動があったとき。</u> (7) 略 2 条例第6条の8の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに公共下水道排水設備指定工事店変更届出書（様式第10号）に<u>変更後の内容を証する書類</u>を添えて、市長に提出しなければならない。	るもの) (2) 略 (3) <u>専属することとなる責任技術者の雇用関係を証する書類</u> (4)～(10) 略 3 略 （兼職禁止） 第8条 責任技術者は、<u>複数の指定工事店の責任技術者を兼ねることができない。</u> （指定工事店証の再交付申請） 第10条 指定工事店は、指定工事店証をき損し、又は紛失したときは、直ちに公共下水道排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第9号）に住民票の写し（法人にあっては、その代表者に係るもの）及び指定工事店証（き損した場合に限る。）並びに法人にあっては、登記事項全部証明書及び定款の写しを添えて、市長に提出し、指定工事店証の再交付を受けなければならない。 （変更の届出） 第12条 条例第6条の8の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>専属する責任技術者に異動があったとき。</u> (7) 略 2 条例第6条の8の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに公共下水道排水設備指定工事店変更届出書（様式第10号）に<u>次に掲げる書類</u>を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) <u>前項第1号に掲げる変更の場合には、履歴事項全部証明及び定款の写し並びに条例第6条の3第5号カに該当しない者であることの誓約書</u> (2) <u>前項第2号に掲げる変更の場合には、指定工事店証及び法人にあっては、履歴事項全部証明及び定款の写し</u> (3) <u>前項第3号に掲げる変更の場合には、指定工事店証、住民票の写し、</u>

改 正 後	改 正 前
	<u>条例第6条の3第4号に該当することを証する書類、同条第5号アからオまでに該当しない者であることの誓約書並びに法人にあっては、履歴事項全部証明及び定款の写し</u> <u>(4) 前項第4号に掲げる変更の場合には、指定工事店証、営業所の所在地の土地建物の固定資産税評価証明書又は土地建物登記事項全部証明書、営業所の平面図、付近見取図及び写真並びに営業所の所在地の土地建物が貸借の場合にあっては、土地建物の貸借契約書の写し又は承諾書の写し及び法人にあっては、履歴事項全部証明</u> <u>(5) 前項第5号に掲げる変更の場合には、営業所の平面図及び付近見取図並びに写真</u> <u>(6) 前項第6号に掲げる変更の場合には、責任技術者証及び雇用関係を証する書類並びに条例第6条の3第5号イからエまでに該当しない者であることの誓約書</u> <u>(7) 前項第7号に掲げる住居表示の変更の場合には、指定工事店証及び住居表示の変更の分かる書類</u>
<u>様式第1号（第3条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第3条関係）</u> 略
<u>様式第2号（第3条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第2号（第3条関係）</u> 略
<u>様式第5号（第3条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第5号（第3条、第12条関係）</u> 略
<u>様式第6号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第6号（第4条関係）</u> 略
<u>様式第9号（第10条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第9号（第10条関係）</u> 略
<u>様式第10号（第12条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第10号（第12条関係）</u> 略

改正後	改正前

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

公共下水道排水設備指定工事店指定申請書

総社市長 様

申 請 者	ふ り が な 名 称		
	代 表 者	住 所	
		ふ り が な 氏 名	
		役職名	
		電 話	()
	ふ り が な 営業所所在地		〒 電話 () FAX ()

※代表者の住所は、住民票、在留カード又は特別永住者証明書にある住所を記載すること。

〔添付書類〕

- 1 申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し、住民票記載事項証明書、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し
- 2 法人にあっては、定款の写し及び履歴事項全部証明書
- 3 選任する責任技術者の雇用関係を証する書類
- 4 責任技術者名簿（様式第 2 号）及び責任技術者証の写し並びに責任技術者の兼任状況が確認できる書類（責任技術者が他の営業所で兼任する場合）
- 5 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する機械器具調書（様式第 3 号）
- 6 営業所の平面図及び付近見取図（様式第 4 号）並びに写真
- 7 営業所の所在地の土地建物の固定資産税評価証明書又は土地建物登記事項全部証明書（土地建物が貸借の場合は、土地建物の貸借契約書の写し又は承諾書の写しも必要）
- 8 市町村税のすべての税目を記載した完納証明書又は最新の納税証明書（法人の場合は代表者及び法人の両方が必要）
- 9 誓約書（様式第 5 号）

年 月 日

責任技術者名簿

総社市長 様

指 定 番 号 第 号

名 称

—

營業所所在地

電話

代表者氏名

[illegible]

誓 約 書

年 月 日

総社市長 様

申請者

名 称

営業所所在地

代 表 者 氏 名

総社市公共下水道排水設備指定工事店の指定の申請にあたり、総社市公共下水道条例（以下「条例」という。）第6条の3第5号に記載された下記について該当しないことを誓約します。

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 条例第7条第2号から第7号までの規定により指定を取り消され、その取り消された日から2年を経過していない者
- ウ 責任技術者に係る登録を取り消された日から2年を経過していない者
- エ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- カ 法人の役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

公共下水道排水設備指定工事店指定更新申請書

総社市長 様

申 請 者	ふ り が な 名 称		
	代 表 者	住 所	
		ふ り が な 氏 名	
		役職名	
		電 話	()
	ふ り が な 営業所所在地		〒 電話 () F A X ()

※代表者の住所は、住民票、在留カード又は特別永住者証明書にある住所を記載すること。

公共下水道排水設備指定工事店の指定の更新申請にあたり、総社市公共下水道条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 9 7 号）第 6 条の 3 第 2 号、第 3 号及び第 5 号に適合していることを誓約します。

〔添付書類〕

- 1 申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し、住民票記載事項証明書、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し
- 2 選任する責任技術者の雇用関係を証する書類
- 3 責任技術者名簿（様式第 2 号）及び責任技術者証の写し並びに責任技術者の兼任状況が確認できる書類（責任技術者が他の営業所で兼任する場合）
- 4 市町村税のすべての税目を記載した完納証明書又は最新の納税証明書（法人の場合は代表者及び法人の両方が必要）
- 5 指定工事店証の写し

年 月 日

公共下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

総社市長 様

申 請 者	指定番号	第 号
	ふ り が な 名 称	
	ふ り が な 代表者氏名	
	営業所所在地	〒 電話 ()
〔理由及び経過説明〕		

〔添付書類〕

- 1 申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し，住民票記載事項証明書，在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し
- 2 登記事項全部証明書及び定款の写し（法人の場合）
- 3 指定工事店証（き損した場合）

年 月 日

公共下水道排水設備指定工事店変更届出書

総社市長 様

指定番号 第 号

名 称

電話

代表者氏名

下記のとおり変更を生じたので、総社市公共下水道条例第6条の8の規定により届け出ます。

[illegible]